

# 地域で支えよう!! 「最北の医療」



稚内市内には、身近なかかりつけ医として地域医療を支えているお医者さんがいます。  
今回は、「クリニック森の風」藤崎院長にお話を伺いました。

## 医療法人社団凜誠会 クリニック森の風

(通院) 3・6・32 ☎ 34・60565

藤崎 吉文先生(内科)

出身地/札幌市  
趣味/ハンティング



患者さんにとって、何が最善かを常に考え、診察にあたっては藤崎院長に、稚内での生活や医療への考えをお聞きしました。(10月上旬)

平成13年に開業してから17年が経ちますが、この間の変化などを教えてください。開業当時から比べると、患者さんとのコミュニケーション

今年5月から開始したオンライン診療について、受診方法などを教えてください。

お手持ちのスマートフォンなどを利用して診察する仕組みで、その利用には当院を継続的に受診していることなどの一定の条件があります。

一番は対面診療なんです。が、冬期間や遠方から定期的に通院される方には、事故や天候を考慮しておすすめしています。

「月に1度は先生の顔を見たいなあ」と言ってくださる方もいて、嬉しい悩みですね。

お休みの日は、どう過ごしていますか？

休みはほとんど無いんですが…。飼っている2匹の犬の散歩が日課です。また、この時期はカモ猫のため、朝早く起きて、犬と一緒に山に入っています。あとの時間は書類の整理です。

診療を行う上で、心がけていることを教えてください。

患者さんとの会話の中から、正しい情報を見極めること。例えば、血圧を聞いても、良い数値だけを言う患者さんであれば、悪い数値だけを言う患者さんもいるので、しっかり見極めて、正しい診療を行うことが大事だと思っています。

最後に、市民の皆さんへ一言お願いします。

予防はとても大切です。特に、生活習慣病は脳梗塞やがんなど、重大な病気を引き起こす原因となります。日々の予防を大切にしてください。

(市地方創生課)

## 市・道民税の配偶者控除と配偶者特別控除の仕組みが変わります

平成31年度から市・道民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の仕組みが変わります。(平成30年分所得税における配偶者控除と配偶者特別控除の額は市・道民税と異なります)

配偶者控除  
合計所得金額900万円超の納税義務者に係る配偶者控除について、控除額が減減・消失する仕組みが設けられます(表1)

配偶者特別控除  
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(現行38万円超76万円未満)となり、その控除額は左の表2のようになります。

※詳細は問い合わせください。  
申し込み・問い合わせノ市税務課市民税グループ  
☎ 23・6392

表1 配偶者控除

所得割の納税義務者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	適用なし	

表2 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	所得割の納税義務者の合計所得金額				控除額
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
90万円以下	33万円	22万円	11万円		適用なし
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円		
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円		
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円		
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円		
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円		
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円		
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円		
123万円超	適用なし				

※所得が給与のみの場合、給与収入から給与所得控除額を差し引いたものが合計所得金額となります

## 人と地球にやさしいまちわっかないを目指して ⑥

### 「豊かな自然を守り人と生き物の共生を実現するまち～自然環境の保全～」

第2次稚内市環境基本計画では、5つの基本目標を掲げています。今月は基本目標「豊かな自然を守り人と生き物の共生を実現するまち」に向けた取り組みの紹介です。

本市には、利尻礼文サロベツ国立公園をはじめ、宗谷丘陵や広大な牧草地が広がる酪農地帯の風景など、豊かな自然が広がっており、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、環境学習や体験学習の場など、人が自然とふれあう機会を提供してくれます。また、豊かな自然は、多様な生物の生息・生育の場としても重要であり、これらを保全し、後世に継承していく必要があります。

一方で、野生生物や外来生物による農業や漁業、市民生活への被害が大きな問題となっており、適正な対応が求められています。豊かな自然を保全し多様な野生生物を保護しつつ、適正に管理し、豊かな自然の中で人と生き物が共存できる環境づくりが必要です。このため、基本目標を「豊かな自然と守り人と生き物の共生を実現するまち」とし、次のような取り組みを継続的に進めていきます。

#### 【豊かな自然環境の保全のため、以下のようなご協力を！】

- ごみのポイ捨てをしない、ペットの飼育マナーを守るなど、身近な自然や風景を汚さない
- 海岸や河川、公園等の清掃活動への参加
- 自然観察会や野鳥観察会等へ参加し、地域の自然環境や生き物について学ぶ
- 野生動植物をむやみに採取、捕獲しない

問い合わせ/市環境エネルギー課環境政策グループ  
☎ 23 - 6386